

# 衆議院情報監視審査会 『令和 6 年 年次報告書』の概要

情報監視審査会は、衆議院情報監視審査会規程第22条第1項の規定に基づき、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出することとしており、議長は、同条第3項の規定に基づき、当該報告書を公表している。

## 1 報告書の対象期間

令和6年6月1日から令和7年4月30日まで

## 2 調査及び審査の経過

- ◆ 令和6年6月、政府から国会報告を受領するとともに、政府に対し、調査に必要な資料の提出を求め、12月に城内国務大臣から同報告について説明を聴取した。
- ◆ その後、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について、内閣情報調査室、独立公文書管理監及び特定秘密を指定している各行政機関から順次説明を聴取し、質疑を行った。
- ◆ 令和6年7月に公表された防衛省における特定秘密漏えい事案について、調査を進めた結果、同省における特定秘密保全体制等の更なる改善が必要であると認め、同月、勧告及びその結果とられた措置の報告要求を行った。
- ◆ 令和7年4月、防衛省から勧告の結果とられた措置についての報告があった。
- ◆ なお、今対象期間中、委員会等からの審査の申出はなかった。

## 3 政府に対する意見

対象期間中の調査を踏まえ、以下のとおり改善を求めることで合意した。

### 1 指定の在り方

- (1) 「特定秘密の概要」の記載等が具体性に欠けるものについては、当該記載等を具体的な内容がある程度想起されるような記述に改めること。それが困難な場合には、審査会に対し具体的な内容がある程度想起されるような丁寧な説明を行うこと。
- (2) 対象情報の期間を区切っていない特定秘密については、期間を区切って指定できないか改めて速やかに検討を行い、審査会に報告できるようにすること。それが困難な場合には、審査会に対し調査対象期間中の特定秘密の文書件数の増減等を含め、状況の変化がわかるような丁寧な説明を行うこと。

### 2 特定秘密が記録された文書の開示・延長等の取扱い

- (1) 現在保有している特定秘密が記録された文書について、例えば作成から30年を超えているものなどの中に国民へ開示すべきものがないか改めて検討すること。
- (2) 特定秘密の指定を解除せずに延長し、当該特定秘密が記録された文書の有効期間も延長した場合には、その理由とともに具体的な内容について説明を行うこと。

- (3) 特定秘密の指定の延長又は解除等を行っていく中で、当該特定秘密が記録された文書を指定替える場合についても、その理由とともに具体的な内容について説明を行うこと。同文書を廃棄又は移管する場合には、アーキビスト等の専門的知見の活用を検討すること。

### **3 独立公文書管理監関係**

- (1) 政府全体における特定秘密が記録された文書の保有件数に比して、独立公文書管理監が行った検証・監察数が少ないとの指摘を踏まえ、法の趣旨に則った検証・監察を行い、確認件数を増やすこと。
- (2) 重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、独立公文書管理監の検証・監察の対象範囲に重要経済安保情報が加わることを踏まえ、情報保全監察室の体制強化を図ること。

### **4 通報制度**

重要経済安保情報保護活用法の施行に伴い、通報を行うことができる者に重要経済安保情報を取り扱う業務者が加わることを踏まえ、独立公文書管理監及び各行政機関に対する通報制度を充実させること。

意見の理由及び背景として、審査会等において以下の指摘があった。

#### **1 指定の在り方について**

審査会が従前より指摘してきたものだが、一部の特定秘密について、説明を受けてもどのような情報が該当するのか類推が困難である。また、対象情報の期間を区切っていない特定秘密については、適切に管理されていないのではないかと疑念を持たれないようにする必要がある。

#### **2 特定秘密が記録された文書の開示・延長等の取扱いについて**

国民の知る権利などを守る観点から、可能な限り特定秘密文書を開示するべきである。各行政機関の長等が、特定秘密文書の取扱いについて、実質的に誰からのチェックも受けないまま独自に判断を行っている。アーキビストの専門的知見も活用すべきである。

#### **3 独立公文書管理監関係について**

独立公文書管理監は、法の趣旨に則り、更に確認件数を増やすべきである。重要経済安保情報保護活用法の施行に伴う業務増加に備え、人員増も含めた予算措置について議論を進めていく必要がある。

#### **4 通報制度について**

特定秘密保護法の施行以来、通報は1件もなく、通報制度が機能していないのではないか。重要経済安保情報保護活用法が施行されたことも踏まえ、両法における通報制度の充実を求める。